

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 賦課課税方式による関税の確定</p> <p>（賦課決定の手続）</p> <p>8-1 法第 8 条第 1 項の規定による賦課決定の手続は、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 賦課課税方式が適用される貨物について輸入申告があった場合において、輸入の許可前にその申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なることが判明したときは、その課税標準を訂正させた上、法第 8 条第 1 項第 1 号イに該当するものとして処理して差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、輸入者等に納税告知書を送達することにより賦課決定の通知を行うことになる（同条第 4 項）ので、留意する。ただし、納税義務者が、その賦課決定に係る税額について法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納税告知書に<u>加え</u>「納付番号通知情報」を送達する。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（外交官用貨物等の取扱い）</p> <p>67-4-8 定率法第 16 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる大使館等の公用品又は同項第 2 号若しくは第 4 号に掲げる外交官等の自用品については、国際慣行等を考慮し、特に必要があると認める場合を除き、<u>開披検査</u>を省略する（特に外交行のうについては、<u>開披検査</u>をしない。）ものとし、また、仕入書等の添付は、これを省略させて差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付</p> <p style="text-align: center;">第 3 節 賦課課税方式による関税の確定</p> <p>（賦課決定の手続）</p> <p>8-1 法第 8 条第 1 項の規定による賦課決定の手続は、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 賦課課税方式が適用される貨物について輸入申告があった場合において、輸入の許可前にその申告に係る課税標準が税関長の調査したところと異なることが判明したときは、その課税標準を訂正させた上、法第 8 条第 1 項第 1 号イに該当するものとして処理して差し支えない。</p> <p>なお、この場合においては、輸入者等に納税告知書を送達することにより賦課決定の通知を行うことになる（同条第 4 項）ので、留意する。ただし、納税義務者が、その賦課決定に係る税額について法第 9 条の 4 ただし書に規定する財務省令で定める方法による納付を希望する場合には、納税告知書に<u>代えて</u>「納付番号通知情報」を送達する。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 通関</p> <p style="text-align: center;">第 4 節 特殊輸入通関</p> <p>（外交官用貨物等の取扱い）</p> <p>67-4-8 定率法第 16 条第 1 項第 1 号若しくは第 3 号に掲げる大使館等の公用品又は同項第 2 号若しくは第 4 号に掲げる外交官等の自用品については、国際慣行等を考慮し、特に必要があると認める場合を除き、<u>開ひ検査</u>を省略する（特に外交行のうについては、<u>開ひ検査</u>をしない。）ものとし、また、仕入書等の添付は、これを省略させて差し支えない。</p> <p style="text-align: center;">第 5 節 経済連携協定に係る輸入通関</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
<p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>イ～ニ (省略)</p> <p>ホ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) (省略)</p> <p>(ロ) 前記7-19-1の規定により該当する協定に基づいた原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の産品（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）</p> <p>(ハ～ホ) (省略)</p> <p>へ及びト (省略)</p>		<p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。なお、原産品申告明細書は任意の様式とするが、必要記載事項を含めた様式見本を別途事務連絡する。</p> <p>イ～ニ (同左)</p> <p>ホ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) (同左)</p> <p>(ロ) 前記7-18の規定により該当する協定に基づいた原産品であるとの回答を受けた貨物と同一の産品（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）</p> <p>(ハ～ホ) (同左)</p> <p>へ及びト (同左)</p>	
<p>(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関)</p> <p>68-5-14</p> <p>(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。</p>		<p>(原産地証明書及び締約国品目証明書の発給機関)</p> <p>68-5-14</p> <p>(1) 原産地証明書の発給につき権限を有する機関は、次の表の第1欄に掲げる原産地証明書の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる機関とする。</p>	
原産地証明書	原産地証明書の発給機関	原産地証明書	原産地証明書の発給機関
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry、the Australian Industry Group、the International Export Certification Services、Trade Window Origin又はWiseTech Global Pty Ltd	オーストラリア協定原産地証明書	the Australian Chambers of Commerce and Industry、the Australian Industry Group、the International Export Certification Services又はTrade Window Origin

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
(省略)	(省略)	(同左)	(同左)
<p>原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(2) (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>(不開港出入許可手数料を現金により納付する場合の取扱い)</p> <p>100-4 手数料令第 1 条に規定する手数料について、申請者が現金による納付を希望する場合の取扱いは次によることとする。</p> <p>(1)~(3) (省略)</p> <p>(4) 不開港への出入の許可申請は、日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内に許可手数料の納付ができる時間的余裕を<u>もって</u>行うよう行政指導することとする。</p> <p>なお、突発的な入港等やむを得ない理由により申請に及んだ場合であり、かつ日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内に許可手数料を納付することができないと認められるときは、上記(1)から(3)までの納付手続にかかわらず、監視部門において口頭の告知により現金を領収の上、不開港出入の許可を行うものとする。この場合には、申請書の 1 通に現金の領収済報告書を添付の上、翌日これを収納事務担当部門に送付する。</p>		<p>原産地証明書に押印する印章の印影及び署名権者の署名については、別に事務連絡する。</p> <p>(2) (同左)</p> <p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>(不開港出入許可手数料を現金により納付する場合の取扱い)</p> <p>100-4 手数料令第 1 条に規定する手数料について、申請者が現金による納付を希望する場合の取扱いは次によることとする。</p> <p>(1)~(3) (同左)</p> <p>(4) 不開港への出入の許可申請は、日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内に許可手数料の納付ができる時間的余裕を<u>もって</u>行うよう行政指導することとする。</p> <p>なお、突発的な入港等やむを得ない理由により申請に及んだ場合であり、かつ日本銀行等における国庫金の受入取扱時間内に許可手数料を納付することができないと認められるときは、上記(1)から(3)までの納付手続にかかわらず、監視部門において口頭の告知により現金<u>（証券ヲ以テスル歳入納付ニ関スル法律（大正 5 年法律第 10 号）の定めるところにより歳入納付に使用することができる証券を含む。）</u>を領収の上、不開港出入の許可を行うものとする。この場合には、申請書の 1 通に現金の領収済報告書を添付の上、翌日これを収納事務担当部門に送付する。</p>	